

新規市場開拓型ベンチャー初期支援事業 公募要領等に係る質問

No.	項目	質問内容	回答
1	【本事業について】	本事業でいう“初期段階”の支援の対象者とは、どのような状態を指すのか。	連続講座の対象者は、起業前～起業1年程度で、個人も対象とします。ただし、“スタートアップ企業”を起業しようとしていることを条件としていますので、スモールビジネスの創業や既存企業の社員の研修などを目的とした参加は対象外となります。 アクセラレーションプログラムの対象者は、概ね起業3年以内で、法人化は問わないものの、原則として、スタートアップ企業として起業していることが必要です。
2	【本事業について】	本事業は、主に連続講座、アクセラレーション、オープンイノベーションの3つで構成されているが、それぞれの業務間で連携するのか。	対象者像が異なりますので、それぞれ独立した業務として対象者の募集・選定、参加者の募集をしていただきます。ただし、連続講座を受講された方がアクセラレーションに応募することや、オープンイノベーションイベントに参加することなどは当然想定されますので、それぞれの業務の趣旨目的に基づき、業務間で効果的な連携をとってください。
3	【支援対象者について】	「アクセラレーション対象者」は「連続講座受講者」から選定してもよいのか？	対象者像、支援内容等が異なるため、アクセラレーションの対象者を連続講座の受講者に限定することはできません。ただし、上記のとおり、それぞれ独立した業務として募集・審査・選定を行った結果、対象者が重複することを妨げるものではありません。
4	【支援対象者について】	プログラムの一部で、例えば“学生限定”など、対象を絞ることは可能か？	限定とすることはできませんが、有望な学生に対する積極的な事業PRは、本事業が目的とする初期段階支援の趣旨に合致するものと考えます。
5	【支援対象者について】	支援対象者の起業1年程度内、起業3年程度内の考え方について	既存企業や、別事業をお持ちの方による新規事業、既存事業の延長・関連分野への進出、分社化、事業分割、第二創業、事業承継等は、本事業の対象外になります。
6	【支援対象者について】	複数人、例えば2名でスタートアップ企業を起業している場合、連続講座及びアクセラレーションの対象として、どのような数え方となるのか。	原則として、連続講座については個人の受講ということで2者として扱い、アクセラレーションについては1つのチームということで1者として扱います。なお、まだ起業していない場合についても、同様の扱いとします。
7	【支援対象者について】	支援対象のスタートアップは、大阪府以外でもよいのか？ 例えば、京都や兵庫のスタートアップで、大阪での事業を考えている場合は対象になるか。逆に、大阪府のスタートアップでも、支援期間中に引っ越すと、支援は無効になるか？	連続講座運営業務の支援対象者：仕様書P2参照 アクセラレーション業務の支援対象者：仕様書P4参照 支援期間中に上記に該当しなくなった者については、その時点で支援終了となります(当初から府外への移転を予定している者についても、支援対象外となります)。
8	【連続講座運営業務について】	連続講座業務対象者の審査・選定について	「スタートアップ企業」としての起業を志向する者、既に起業された者などが選定基準となります。具体的な基準・選定については事業開始後に大阪府との協議により決定します。
9	【連続講座運営業務について】	実施回数が計5回以上となっているが、すべて同じ受講者が受講するのか。	最初に受講者を募集・選定していただき、原則として選定された受講者が計5回以上の連続講座を受講します。
10	【連続講座運営業務について】	“チーム組成”とは、どのようなことか。	連続講座内で実施するワークショップ等を通じて受講者同士が交流する中で、チームとなることで実現可能性が高まると考えられる場合などについては、信頼関係・スキル・相性等を考慮して、これを促す活動を行ってください。例えば、講座の一つで上記を考慮しながらチームビルディングを行い、受講者同士が交流する中で、自身のスキルの棚卸しやチームの業務分担の方法などを身につけることなどが考えられます。
11	【アクセラレーション業務について】	メンタリングには、1者あたり何時間などの要件はあるのか。	月2回以上のメンタリングを行っていただき、1回あたり1～2時間程度を想定していますが、制限時間は設けていません。方法についても、初回は面談していただき、その後は面談・オンライン面談・電話・メール等も含め、支援対象者にとってメンタリングがより効果的となる方法で実施してください。

12	【アクセラレーション業務について】	既存企業との連携・協業の促進でいう“既存企業”とは、どのような企業か。	保有する経営資源(リソース)をスタートアップ企業へ利用提供し、スタートアップ企業をパートナーとして、ともに成長する意欲と意志・用意がある既存企業に参画いただきたいと考えています。企業の規模や業種は問いませんが、様々なスタートアップ企業との連携・協業に広く対応できる豊富なリソースをお持ちであることが望ましいです。また、参画いただく既存企業をアクセラレーションの実施前から募ることで、本事業の魅力度を高める効果も期待しています。
13	【アクセラレーション業務について】	参画する既存企業は、大阪府内の企業でなくてもよいか。	既存企業はあくまでスタートアップ支援へ自主的に協力する立場での参画であるため、府内企業に限りません。ただし、支援対象となるスタートアップ企業との距離が遠方である等により、スタートアップ企業への支援、本事業への参画、その他関連する活動に支障がないことが前提条件となります。
14	【アクセラレーション業務について】	支援対象者と既存企業の連携・協業に向けて5回程度実施する集会形式の取組みとは、どのようなものか。	支援対象者と既存企業がそれぞれの立場・状況を理解しながら、連携・協業を進めるための知識を習得するワークショップのほか、既存企業側がリソースや課題を発表し、スタートアップ企業から提案やアイデアを募るワークショップなどが考えられます。どのような形式・内容で実施するかについては、“集会形式”や“連携・協業を目的とする”などの仕様を満たしつつ、より効果的な方法を提案してください。
15	【事業実施体制について】	仕様書7ページ(5)実施体制に記載の「提案を求める事項10 事業を担当できる体制(人材)とメンター候補」とはどのような人材か。	体制(人材)については、本事業の全業務を一貫して統括できるマネジメント人材と、各業務の事務量を処理できる事務担当者の配置が必要と考えています。メンター候補については、スタートアップ企業の起業・参画経験を有し、その成功・失敗を体験する中で様々な課題を克服してきた自身の経験に照らして、支援対象者が直面する課題に対し、親身になって適切に助言できる人材を想定しています(本事業で実施するメンタリングの業務量に対応できることを条件として、外部人材も積極的に起用するなどし、実施体制を提案してください)。
16	【事業全般について】	仕様書7ページ(7)事業全般に記載の「類似の事業運営実績やその成果」とはどのようなものか。	アクセラレーションプログラム等、スタートアップ企業のメンタリングを含む支援プログラムの実施実績に加え、どのような状態のスタートアップ企業に対しどのような支援を実施し、その結果どのような成果が出たかなど、個別具体的な事例を交えて記述してください(事例の支援対象者は匿名としてください)。
17	【事業全般について】	毎月の活動報告書を提出することになっているが、どの程度詳細にすべきか？1、2ページで、5W1Hを説明する程度の報告でよいか。	月次報告は次の①～③を主要項目として構成します。記載ページ数の指定はありません。①事業全体(イベント・調査業務を含む)の実施内容・進捗状況、②連続講座運営業務の実施期間は、講座の実施内容・結果・参加実績等、③アクセラレーション業務の実施期間は、個別の支援対象者毎に実施日・場所(方法)・メンター名・所属・メンタリング内容(支援対象者の課題・助言内容等)、連携・協業に関する取組み等。
18	【応募書類について】	判子を押印するもの以外はコピーでよいか。	コピーで構いません。
19	【応募書類について】	応募書類は郵送してもよいか。	郵送でのご提出はお受けしていませんので、ご足労ですがご持参をお願いします。
20	【応募書類について】	大阪府の入札参加資格を持っているが、省略できる書類はあるか。	省略はできません。公募要領に記載の応募書類はすべて提出してください。
21	【応募書類について】	公募要領の4ページ目(2)のイに「審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないでください」とある。私どもからの事業提案は、当法人の特徴や組織のネットワークを活かしたものになる。それらの説明により、提案の理解が深まるため、提案の中に入れてもよいか。匿名性を担保するために、記載してはいけないのか。	提案者が特定されない記載方法を工夫いただくなどにより、特徴やネットワークを生かした提案を記載してください。

22	【応募書類について】	提案書に記載する講師等候補者本人の事前承諾は必要か？	受託事業者のネットワーク等により講師として現実に招聘できる人物を記載してください。事前に承諾を得ていただくことが望ましいですが、事前承諾がない場合は、依頼方法や関係性など、本事業に招聘可能であることをお示ください。
23	【応募書類について】	財務諸表の写し、貸借貸借表、損益計算書などの提出が求められているが、当方は設立後間もないため、未決算となる。そのように記載して問題ないか。	開始貸借対照表等、財務状況等が分かるものを提出してください。
24	【応募書類について】	設立後間もない法人だが、納税関係の書類は免除されるか。	設立後間もない法人様でも未納がない旨の証明書が発行されますので、ご提出ください。
25	【その他】	選定委員会でのプレゼンテーションの実施日はいつか。	4月15日(月)の午前10時からを予定しています。時間については、全体の応募件数によりスケジュールを調整するため、応募者に別途通知します。
26	【その他】	「事業の再委託は原則禁止」とあるが、部分的な業務委託、例えば、連続講座への外部講師招聘、イベントの運営スタッフ依頼、映像制作発注、ホームページ制作発注等も禁止になるか。	仕様書により「再委託は原則禁止とするが、必要が生じた場合は大阪府と協議すること」としていますが、支援内容の中核部分を再委託し、実質的にいわゆる「丸投げ」と認められるような再委託は認めません(挙げていただいた事例については、実際の案件毎に、詳細な情報に基づいて判断します)。
27	【その他】	上記が発注可能な場合、グループ会社への発注は可能か。	再委託先がグループ会社であるかどうかは問題となりませんが、当該グループ会社が入札参加停止に該当しないかなどの制限事項はあります。
28	【その他】	本事業の実施で得られた成果等は大阪府に帰属するとのことだが、事業期間後に弊社で利用することはできるか。	本事業の実施で得られた成果・価値・情報等は大阪府に帰属します。ただし、事業の継続的效果を期する場合など、一部活用を認める場合がありますので、その際は事前に大阪府に協議してください。
29	【その他】	事業愛称やロゴも大阪府に帰属することになるのか。その場合、商標調査や登録等の知的財産権対策は必要か。その費用も事業費に含まれるか。	事業愛称やロゴの権利を含め、一切の権利が大阪府に帰属し、著作権者人格権についても受託事業者は行使しないこととします。事業愛称やロゴを作成する際には、他者の権利を侵害しないよう知的財産等に関する調査を行ってください。作成後の権利保護にかかる対策については、大阪府と協議してください。また、これらにかかる費用一切が本事業費に含まれます。
30	【その他】	イベントやメンタリング等、他の企業や起業支援団体、シェアオフィスなどと組んでもよい(窓口は当方となります)。また、これが問題ない場合、大阪府以外の企業との連携も可能か。	共同企業体での応募(公募要領P2)、外部メンターの起用(仕様書P7)等、受託事業者のネットワークを活用した最適な事業運営体制を構築してください。ただし、再委託の原則禁止規定等にご留意ください。活用する外部ネットワークは、距離の面などで業務に支障がない限り、大阪府内企業に限定しません。
31	【その他】	公募要領9ページ目8の(3)で、「契約金額の支払いについては、精算払いとします」とある。支払いとは、いつのタイミングか？毎月当方から報告書と請求書を大阪府に出し、翌月に支払われるのか。	原則として精算払いとなりますので、事業終了後の検査結果に応じて事業費を請求いただきます。ただし、大阪府との協議により、必要経費の一部を支払計画に沿って支払う旨を契約に定めた場合は、事業期間中に事業費の一部を概算払うことができます。
32	【その他】	当事業に関わる人件費について、どのように精算払いとすればよいか。この事業だけに关わる人件費は、そのものの給与や報酬の報告をすればよいか。当法人の事務局スタッフが他の事業と兼任する場合、総額の給与や報酬の中から、この事業にかけた時間を割り振って請求する形でよいか。	お示の方法によるほか、時給や日給等の単価に工数を乗じる等の方法で見積もり、実際にかかった工数を管理し、事業終了後にこれを大阪府が検査、精算する等の方法があります。いずれにせよ、業務日報等で本事業に帰属させるべき経費を適切に管理してください。